

平成26年 第4回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成26年4月28日(月)午後2時から午後3時35分
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
1番 加藤重喜 2番 宇治橋俊美 3番 森崎英明 5番 永友清太
6番 金崎 均 7番 坂本 幸 8番 木浦由子 10番 森 清一
11番 大谷 昇 12番 徳久信義 13番 大西準一
14番 坂本弘志 会長 渡瀬俊弘
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会期の決定(下記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第18号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第19号 買受適格証明願の承認について
第6 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
第8 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
係 長 永友亜紀子
7. 委員会要請による参加者 ○○○○

(開会14時00分)

[事務局]

定刻となりましたので、ただいまから平成26年第4回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

[議長]

みなさん、こんにちは。ただいまより会議を始めます。本日の委員13名

中全員が出席です。従いまして、農業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立をしております。これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、8番木浦由子委員・10番森清一委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。日程第2の会期の決定については別記のとおり、本日4月28日の1日間とすることに、ご異議ございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は本日4月28日1日間と決定をしました。議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

諸報告をいたします。諸報告 業務報告4月、4月4日 金曜日 高鍋町農業者年金受給者協議会役員会 参加者 委員 会長 事務局 全職員。4月21日 月曜日 現地調査 参加者 加藤委員、森委員、徳久委員、事務局から鳥井、永友。4月23日 水曜日 高鍋町認定農業者協議会総会 参加者 会長。4月25日 金曜日 児湯農業協同組合総会 参加者 会長。4月28日 月曜日 本日です、農業委員会総会 参加者 委員 全員 事務局 全員。つづきまして5月の業務計画です。5月2日 金曜日 高鍋町農業者年金受給者協議会総会 参加者 委員全員 事務局全員。5月16日 金曜日 高鍋町環境保全型農業推進協議会総会 参加者 会長。同じく5月16日 金曜日 高鍋町新農業振興対策協議会総会 参加者 会長。5月19日 月曜日 尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会総会 参加者 会長。5月21日 水曜日 現地調査 参加者 宇治橋委員、金崎委員、大谷委員 事務局 鳥井、永友。5月27日火曜日、28日水曜日 全国農業委員会会長大会 参加者 会長。5月29日 木曜日 農業委員会総会 参加者 委員 全員 事務局 全員となっております。

つづきまして県進達経過報告をいたします。平成26年第3回総会承認分となります。農地法第5条申請であります。借受人 ○○○○ 貸付人 ○○○○ 転用目的 一般個人住宅 問題なしです。つづきまして譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 相続財産管理人 ○○○○ 転用目的 太陽光発電事業 問題なし つづきまして譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的 設備工場の土場 問題なし つづきまして 譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的 太陽光発電事業 問題なし 以上です。

農地の時効取得に関する通知について 申請地 大字○○字○○ ○○番地 地目 畑 面積 1540 平方メートル 取得日 昭和63年6月10日

権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 義務者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 以上です。

つづきまして農地法第3条の3第1項の届出書についてであります。1番権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 所在 大字○○字○○ ○○番地 面積 1840 平方メートル 他一筆 取得日 平成23年6月13日 取得事由 相続 2番 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 所在 大字○○字○○ ○○番地 61平方メートル 他8筆 取得日 平成13年12月15日 取得事由 相続 以上です。

つづきまして農地法第18条第6項の規定による通知について 土地○○字○○ ○○番地 地目 田 1203平方メートル 賃貸人 ○○○○ ○○大字○○ ○○番地 賃借人 ○○○○ ○○大字○○ ○○番地 解約届出 平成26年4月17日 解約成立日 平成26年4月17日 土地引渡時期 平成26年4月17日 解約の理由は合意解約です。

つづきまして農地移動適正化あっせん事業取下げ願いについてです。1番申出年月日 平成26年4月24日 申出内容 売渡 申出者 ○○大字○○ ○○番地○○ ○○○○ 所在 ○○字○○ ○○番地 地目 田 345平方メートル 他4筆 です。

諸報告につきましては以上です。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。質問等ないようですので、以上で諸報告を終わります。

議事に入ります。日程第4 議案第18号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

事務局、10ページをお開きください。議案第18号「農地移動適正化あっせん事業について」。

1番 平成26年3月31日 貸渡及び売渡の申出です。申出者 ○○○○ ○○○○。農地の所在 大字○○ ○○字○○番 畑 1,502㎡ 他1筆。続けて参ります。

2番 平成26年3月31日 売渡の申出です。申出者 高鍋町大字○○ ○○番 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 4,791㎡ 他4筆。

3番 平成26年4月7日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 他3名。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 3

73㎡他6筆。

4番 平成26年4月21日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○○
○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 6, 39
0㎡。以上4件の申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたし
ます。

[議長]

それではあっせん委員の指名を致します。貸渡及び売渡申出1番 担当委
員の13番大西準一委員及び1番加藤重喜委員、順番委員であります10番
森清一委員の指名を致します。売渡申出2番 担当委員13番大西準一委員、
順番委員11番大谷昇員を指名を致します。売渡申出3番 担当員 5番永
友清太委員、順番委員12番徳久信義委員を指名を致します。売渡申出4番
順番委員13番大西準一委員、担当委員14番坂本弘志員を指名致します。
よろしくお願いを致します。

[事務局]

1番につきましてはお存じのとおり字境で担当員を分けさせていただいて
おります、しかしながら、この1番につきましては毛作を担当 大西委員、
職司ノ二 加藤委員ということで2名委員さんを出させていただきました、
2名では多いということでありましたら、面積割合で次の通り訂正いたしま
す。

1番が大西委員と加藤委員、2番が担当委員が大西委員で順番委員が森委
員、次3番が担当委員が5番の永友委員で順番委員が11番の大谷委員、4
番が順番委員が13番の大西委員、といたします。

[議長]

よろしいでしょうか。

意見もないようですのであっせん委員につきましては事務局より提示のあ
りましたとおりといたします。

日程第5、議案第19号「買受適格証明願の承認について」を議題としま
す。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

19ページをお開きください。議案第19号 買受適格証明願承認につい
て、1番 大字○○字○○ ○○番 田 1, 758㎡、申請人 ○○大字
○○ ○○番地 ○○○○。農地として利用するものです。申請人の経営内
容 経営農地面積2, 214㎡ 加減面積5反未満ですが次の議案第20号
にて今回農地法第3条申請をされています。承認されれば5591㎡となる

予定です。農作業従事日数170日、農器具所有状況トラクター1台、ハーベスター1台、バインダー1台。今回の買受適格証明願は申請人が再興か借受申出人となった場合には農地法第3条申請の許可も兼ねております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。それでは質問もないようですから、採決を致します。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定をいたしました。

日程第6、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい事務局、20ページをお開きください。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について。1番農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地 田 601㎡ 他3筆。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして担当の加藤委員よりご説明をお願いします。

[1番 加藤重喜委員]

ご説明致します。〇〇〇〇さん、さきほど借受適格者の選定をされた方です。〇〇〇〇さんの田んぼを今回借り受けて五反以上になるわけですが、場所は下屋敷公民館から南東の方になりますが、もともと〇〇〇〇さんの田んぼをあちこち作ってはおられたと、それで今回正式に貸借を結ぶという事でございます。この蚊口浦もこの中川池と隣り合わせた所でございますので500mほどしか離れていません。賃貸借の賃借料は総額で〇〇円だそうです。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[10番 森 清一委員]

報告致します。4月21日午前9時より、鳥井局長、永友係長、徳久委員、

加藤委員、私5名で現地調査を致しました。その結果を報告致します。地目がちょっと違いますけど、かなり接近した4筆の田んぼでございます。1筆目の〇〇 〇〇以外はきれいに田んぼが耕作されており、なんら問題ないです。先ほど言いました5つ目もきちんと管理がされてロータリーがかけてあります。ここも何も問題がないと考えます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

21ページをお開きください。農地法第3条申請は法第3条第2項各号に該当した場合には許可できない事となっておりますが、すべてに該当しないという報告を受けております。〇〇〇〇さんは申請地で10年水稻を栽培しており、経営維持の規模拡大の為に今回申請されるもので問題はないと思われ

ます。高齡ではありますが、ご兄弟の方もいらっしゃって農作業が出来ると思われます。また22ページからは農業経営計画書も付けております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。それでは質問もないようですから、採決を致します。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可を致しました。

次に日程第7議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務より議案の説明をお願いします。

[事務局]

番号1 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番。地目登記簿 畑 現況山林原野 面積358㎡。貸付人 〇〇〇〇 〇〇大字〇〇 〇〇番。借受人 〇〇〇〇 〇〇 〇〇番地。転用目的 その他分類不能、施設等 太陽光発電事業、賃貸料は年間〇〇円かかっております。担当の渡瀬会長説明をお願い致します。

[渡瀬会長]

説明をいたします。この〇〇〇〇さんは、木城の〇〇となっておりますが、元々〇〇〇〇さんの元家が建っていた場所だそうです。358㎡は元々何にも耕作されてなくて耕作放棄地みたいな感じだったように思います。何回も

過去ずっと確認をしてきております。よろしく申し上げます。

それではここで現地調査を行った結果についての報告をお願いします。

[1番 加藤重喜委員]

1番現地調査の報告を致します。21日に3人の委員と2名の事務局と5名で現場調査致しました。ここは場所的には小並ですが、経済連の牛乳集荷場のすぐ50mくらい行って右側になります。現場は北の方は竹やぶで筍が生えております。それから西の方は太陽光が付けてありました。南が道路で東の方は宅地という事で何も問題はないと思います。ただ工事用の土はかなり埋まっておったようです。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は過去の公共投資の実績もない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。周囲は宅地、町道に囲まれています。転用目的は太陽光発電であり近隣地、宅地〇〇番地も使用するという事であります。また、周囲にはブロック塀を作り雨水が周囲地に流れ込まないように側溝に流す対策を講じることとなっております。申請書には九州経済産業省への10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定申請書が添付されております。事業につきましては自己資金にて調達するという事で〇〇円となり、金融機関の残高証明書も添付されております。また地代は先ほども申し上げましたけれども年間〇〇円となっております。なお、法人登記簿謄本及び会社定款が添付されております。こちらにつきましては事前に整備作業を行っておりましたので事前着工に対する始末書が提出されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はありませんか。質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

[事務局]

次にいきます。2番土地の所在。大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目登記簿 畑、現況 畑、面積981㎡、譲渡人 〇〇〇〇 〇〇大字〇〇 〇〇番地、譲受人 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇番、転用目的 その他分類不能、施設

等 太陽光発電事業。担当委員の坂本委員報告をお願いします。

[7番 坂本 幸委員]

はい、7番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の太陽光発電施設による所有権移転の申請です。場所は南牛牧の藤原牧場より東に300mくらい行った所の鶏舎後地を一応施設という事でお話していた所で、この畑が横に残っていたということで今度の申請になっております。981㎡です。千葉の人達にお聞きしたところ、佐土原の不動産会社の方の仲介で話が出来たということでした。現在、場所は荒れています。総額で〇〇円という事ですがよろしくお願い致します。

[議長]

それでは現地調査を行った結果についての報告をお願いします。

[1番 加藤重喜委員]

ご報告いたします。この農地はですね、いま坂本委員の言われた通り隣に鶏舎があってですね、この鶏舎に太陽光を作るということで隣接してある農地と一緒に開発するというようなことでございます。東の方は鶏舎があるし、西の方は道路を挟んで畑がありますが、道路がありますので迷惑はかからないかと思えます。それから北の方も畑になっておりますが、現在はあまりきれいには作ってないような気がしました。だいたい東の方はほとんど谷になるわけですが、周りは山林原野が多いところがございますので問題はないと思えます。以上です。

[議長]

それでは事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、過去の公共投資の実績もない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。周囲は宅地、細い未舗装道路を挟み農地に囲まれています。転用目的は太陽光発電であり近隣地 宅地〇〇番地も使用するということでもあります。また周囲にはブロック塀を作り雨水が周囲地に流れ込まないように対策を講じることとなっております。申請書には九州経済産業局から10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されております。事業費につきましては自己資金にて調達するという事で〇〇万円となっております。金融機関の残高証明書も添付されております。なお、法人登記簿謄本及び会社定款が添付されております。また、一ツ瀬川

土地改良区の意見書も添付されております。以上です。

[議 長]

ただいま報告が終わりました。ご意見・ご質問ありませんか。質問ないようですから採決をいたします。本件議案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定をいたしました。

[事務局]

続きまして、3番です。土地の所在、大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目登記簿 畑、現況 山林原野、面積1840㎡ 他1筆です。譲渡人 〇〇〇〇〇〇大字〇〇 〇〇番地、譲受人 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇番、転用目的 その他分類不能、施設等 太陽光発電事業となっております。担当の大西委員説明をお願いいたします。

[13番 大西委員]

説明いたします。この土地は現在は〇〇〇〇さんが坂本さんが言われた土地と隣接する土地で現在は山林原野みたいな形になっているそうです。〇〇〇〇さんが太陽光発電をするという事でこの土地を〇〇〇〇さんから買ったという事で、土地売買代金〇〇円だそうです。だいたい坪〇〇円で買ったという事だそうです。これは不動産業者が仲介したとの事ですのでちょっと金額が高すぎるんじゃないのかなあとは思いますが。以上です。

[議 長]

それではここで現地調査を行った結果について報告をお願いします。

[1番 加藤委員]

報告いたします。この土地は先ほど〇〇〇〇さんと土地から南東に200mくらいしか離れていない訳ですが、大字の境界になると思われまます。この申請地は北の方はこの人の栗林があってその周りも山になっておりました。南の方も東の方も木が生えております。西の方も鶏舎が建っておりますが、この鶏舎と一緒に太陽光をつくると思われまます。周りに農地もないようですので別に問題はないと思われまます。以上です。

[議 長]

事務局から補足する事がありましたらお願い致します。

[事務局]

申請地は、過去の公共投資の実績もない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電であり近隣地宅地 ○○番地、宅地 ○○番地 使用するということでもあります。また、周囲にはブロック塀を作り雨水が周囲地に流れ込まないように対策を講じることとなっております。申請書には九州経済産業局から10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されております。事業費につきましては自己資金にて調達するということが○○円となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。なお、法人登記簿謄本及び会社定款が添付されております。また一ツ瀬川土地改良区の意見書も添付されているところでございます。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。質問もないようですので採決を致します。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

4番です28ページ、農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目登記簿畑、現況 宅地 723㎡。貸付人 ○○○○ ○○大字○○ ○○番地、借受人 ○○○○ ○○ ○○ ○○番地、転用目的 その他分類不能、施設等太陽光発電事業となっております。担当の木浦委員報告をお願い致します。

[8番 木浦由子委員]

この○○○○さんは○○○○さんの娘婿さんでお父さんから借りてするという事なんですが転用許可をしなければいけないということを全然知らずに、もうすでに太陽光が設置されております。それでこのたび銀行さんに言われて初めて知りましたという事で始末書を添付して今から許可申請を致しますという事なんです。撤去した方がいいんですかと言っておられ、もし撤去した方がいいなら撤去しますというくらいすごく恐縮されており今日見えております。謝りますという事で見えております。のちのち親御さんと一緒に同居する為の家を造るという事でこっちに計画されたそうなんです。よろしくご審議願致します。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員の報告をお願い致します。

[12番 徳久委員]

現場に行きましたら、すでに設置されておりました。ただこの問題はですね、私が感じた事なので頭の片隅でも入れとってもらえればと思ったんですけど、ようするにこういった問題は高鍋だけの問題ではなくて全国でもあるような逆に気がするんですね。日本全国で1200の自治体があるんですけど、それだけの件数が例えば起こったとしたら農地法の問題が非常に大きく揺さぶられるんじゃないかなという気持ちがしたんですね。業者も知らなかった、建てる本人も知らなかったという事で済まされるのかなという大きな問題にぶつかったなという気がしますので、ここらあたりで宮崎や高鍋の農業委員会の相違としてそこあたりの調査を国に要請する必要があるのかなというように思いがしました。詫び状が入っているという事なのでこれ以上の事は言いませんけど、われわれがそこら辺まで考えていかないといけないんじゃないのかなというのが今回現地調査した私の感想でした。以上です。

[事務局]

申請地の状況について説明いたします。申請地は、住宅等が連担する区域に近接した小集団の生産性の低い区域内にあることから第2種農地と判断されます。周囲は宅地に囲まれております。

転用目的は太陽光発電であり近隣地 宅地 ○○番地の内100㎡も使用するということであります。また、周囲にはブロック塀を作り雨水が周囲地に流れ込まないように対策を講じることとなっております。申請書には九州経済産業局への10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定申請書が添付されております。事業費につきましては自己資金にて調達するという事で○○円となります。残高証明書も添付されております。こちらにつきましては事前に事業着工、完成をいたしておりましたので始末書が提出されているところでございます。以上です。

[議長]

ここで借受者の○○○○様が見えておりますので、事前着工に至った経緯について説明を受けたいと思います。○○○○様の説明終了後に質問等をお願い致します。

[○○○○さん]

今回ですね、着工の流れとしては、私は将来的にお父さんと住まわせていただく事になってるんですが、その資金をいろいろ考えたところ太陽光というか、将来的にいろいろ準備する為に立てたという流れなんです。業者に相談したところ、そういう話は全然しなかったんですよ。で、とんとん拍子にさせていただいて工事が終わった後に農地転用しないとダメらしいですよと銀行さんから言われてびっくりしたところです。私も今回の事、全然無知でとんとん拍子に話が進んでいって蓋を開けてみればこういう事になりました。人さまに迷惑かけてまではというか全然悪気はなかったんですが実際は事が大きくなって今ものすごくびっくりしているところです。

[議長]

今、ご本人により説明がありましたが、ご意見・ご質問お願いします。

[14番 坂本 弘志委員]

今もう太陽光が出来上がったということで、電気も発電されているんでしょうか。売電されてるんでしょうか。

[〇〇〇〇さん]

まだ売電はしてないですね。

[5番 永友 清太委員]

施工業者さんは〇〇〇〇さんの方で見つけられたのですか。

[借受者]

私が銀行さんに出向きまして、相談したところこの業者がいいんじゃないんでしょうかということ。鹿児島業者を紹介していただいてそれが去年の8月くらいですね、年末になったら会社名が変わると、でどういう事かわからないまま話が進んでいって、工事が進まないと思っていたら年明けに会社名を変えると。会社名が変わりまして、そのままだったんですが、後から聞いたら新しく会社を立ち上げられて、その方が新しく設置した流れです。

[5番 永友 清太委員]

発電の事業実績は当然銀行さんが紹介するくらいだからあったという事ですね。

[〇〇〇〇さん]

銀行さんから紹介していただいたので、おそらくはその従業員のの方が独

立されたんだと思うんですよね。で農地だけど、とんとん拍子に進んでいく中で、出来るんですか、という表現の仕方だったんですね。でこういう事例もあるんですねというか悪気があるような感じではなかったように思います。出来上がってしまったんですが、とんとん拍子に進んだような流れですね。先週電話したらダメだったんだと業者の方もわかってないような感じだったですね。今回の流れがダメだということだったら、最初から私も順序を踏まえてやったと思うんですね。今回が初めての事業なので白字という情報だけを親父さんから聞きましてそれが白字だったら設置が出来るという事。それを聞いた上で、私は太陽光をお借りしていただいていいですか。いいよという事でとんとん拍子。ただそれが農振地だったらいけないという情報は聞いてたので太陽光設置しなかったんですよ。白字ということでとんとん拍子に進んだ流れですね。

[5番 永友 清太委員]

これを作って、もう支払は始ってるんですか。

[〇〇〇〇さん]

始ってます。先々月から始ってます。

[5番 永友 清太委員]

この業者さんは今回の件はどのようなお話をされておられましたか。

[借受者]

今回の事は報告致しまして、また結果を聞かせて来ないとならないなら来ますと。また流れを教えていただければと電話は受けました。太陽光パネルの設置はもう完全にダメなんだという事の認識はされておりました。今後はないと思います。

[議 長]

他にございませんか。

[7番 坂本 幸委員]

以後、業者さんの方へもちゃんと行っていただいて協議してもらおうという事でいいのではないかと思います。

[3番 森崎 英明委員]

当然、融資のお話もされたと思いますけど、金融機関でしたら謄本なり取

って確認というのがあると思いますけど、太陽光の業者さんについては申請地についてはどこでもやっては問題が起こるという状況があると思います。ですけど、融資先なりに問題点があるのではないかという風に思います。そこら辺も融資された方ですかなかなか言えないと思いますけど。そこら辺もあると思います。

[〇〇〇〇さん]

銀行さんもこの事を知らなかったと思います。銀行さんも融資が完全に終了しました。農地に転用しなくても大丈夫なんだと最後までその認識でいたのは事実です。だから銀行さんもそういう所は詳しいと思いますね。農地のまんま入金があったのは大丈夫なんだ、とそういう認識でいらしたのは事実です。それはおそらく私が所有している者じゃなくて、賃貸だから大丈夫なのかなあと、そういう考えがあったのは事実です。持ち主が振るんじゃなくて、太陽光が終わったら親父さんにお返ししますよという風に言ってありまして、私の子供たちも畑をしたいという可能性もあるから砂利も敷かないでくれと私は言ったんです。そしたら子供がまた畑をしたいということもありますので、業者はセメントで固めて砂利をおいたりしましょうかと言ったのですが、それは断ったんですよ。それは子供たちが農業をしたいという可能性も残したまま、同時に太陽光をやっていききたいというのがありました。

[議 長]

他にございませんか。

[12番 徳久信義委員]

銀行も知らなかったみたいな感じがこういう結果になった訳ですし。ということは業者も知らなかったという事。それで太陽光発電、農地に太陽光発電を作らしてそんな問題があちこちで起こる可能性もありますので、融資部門とか行政部門にそういった流れがあるけども全国で統一できるような見解を出すべきだという申出をするべきだと思うんですけど。どうなんでしょう。

[議 長]

周知・徹底されるためにはそういう事も必要かなと。

[事務局]

今おっしゃった通り、融資する所も知らない、業者も知らないで、ましてや工事を頼んだところも知らない。関わっている人全員が農地転用の事を知

らない。こういう事例が周知・徹底していかないと、こういう事例がまた起きる可能性がございますので、この件につきはしては、県の方とも協議して県から上へというか、周知してもらおう形が取ればいいと思いますので、県の方と話をしていきたいと思います。以上です。

[議 長]

そういう事ですが、〇〇〇〇さんの質問ここで終了してよろしいですか。〇〇〇〇さんにおかれましてはここで退席していただきます。ありがとうございました。議論の結果につきましては追って致します。ただいまこの件につきまして説明・報告が終わりました。他にございませんか。採決してよろしいでしょうか。では本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

続きまして5番、農地の所在大字〇〇字〇〇 〇〇、地目 登記簿 田、現況 田、401㎡。貸付人 〇〇〇〇 〇〇大字〇〇 〇〇番地、借受人 〇〇〇〇 〇〇大字〇〇 〇〇番地。転用目的 一般個人住宅となっております。担当の木浦委員、説明をお願いいたします。

[8番 木浦由子委員]

説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの娘さんのお婿さんで、〇〇〇〇さんと同居されていてハウスをされています。で子供さんが二人になって手狭になったということで、家を作りたいという事で〇〇〇〇〇さんのすぐ裏の田んぼを埋め立てて家を作りたいという報告を受けましたのでよろしくお願ひします。別に何も問題はないのかなあと感じております。

[議 長]

それではここで現地調査を行った結果についての報告をお願い致します。

[12番 徳久信義]

現地調査を致しまして、木城線のすぐそばに土地があります。90センチくらい嵩上げして、そしてL型擁壁を使って造成するということですので排水の方も何ら問題はないのかなと感じております。以上です。

[議 長]

事務局より補足する事あったらお願いします。

[事務局]

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。周囲は、北側が宅地、東側が農地、南側が宅地、西側が用排水路となっております。転用目的は一般個人住宅の建設となっております。周囲にはL型擁壁を設置し、隣接地に土砂等が流出しないよう対策を施すこととなっております。また、汚水処理については合併浄化槽施設設置により適切な排水処理をすることの確約書が添付されております。事業費は土地造成工事〇〇円、建物建築資金〇〇円となっており、金融機関の融資内定の通知が添付されております。なお、小丸川土地改良区の意見書も添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。質問もないようですので採決を致します。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

続きまして事務局です。6番農地の所在、大字〇〇字〇〇 〇〇番地。地目 登記簿 田、現況 田。面積1586㎡。譲渡人 〇〇〇〇 〇〇大字〇〇 〇〇番地、譲受人 〇〇〇〇 〇〇大字〇〇 〇〇番地。転用目的 その他分類不能、施設等 宅地分譲となっております。担当の森崎委員説明をお願いいたします。

[3番 森崎英明委員]

説明します。場所につきましては高鍋西小学校、そして北側にグラウンドがあります。グラウンドの横の住宅を挟んで道路が西小を挟んで東西に走っておりますが、その真ん中辺りになります。ここは三角地でありまして現在は休耕地という事です。東西南側が道路で、北側はブロックが付いております。雨水は現在排水路がありませんので、排水路を新設置して既設の排水路に接続するということになります。汚水は合併浄化槽が付いて新設の排水路へ放流することとなっております。この土地は用途区域でもありまして三方が住宅地でありますので、問題ないかなと思います。よろしくお願い致します。

[議長]

それでは現地調査を行った結果についての報告をお願い致します。

[12番 徳久信義委員]

この地域は私が住居を構えてる区域内にあり非常に楽しみなんですけども周囲住宅に囲まれて現在休耕地となっております、これを90センチ嵩上げて道路もセットバックして作ると、非常に住環境が良くなるなという風に期待しておりますので、問題ないと思います。よろしくお願い致します。

[議長]

事務局から補足する事ありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域の第1種住居地域に用途区分されていることから、第3種農地であると判断されます。周囲には住宅が連担しております。転用目的は宅地分譲であり、雨水は排水路を新設置し、既設排水路へ接続することとなっております。また、汚水は合併浄化槽を経て、新設排水路は放流することとなっております。事業費は土地仕入、造成工事費、諸経費等で〇〇円。なお、金融機関の残高証明が添付されております。また、法人登記簿謄本及び会社定款が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。質問もないようですので採決を致します。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第8 議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

54ページをお開きください。議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」。まず所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1239㎡ 他1筆。所有権を移転するもの 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員にご説明をお願い致します。

[2番 宇治橋俊美委員]

説明します。この土地はちょうど高鍋町と新富町の境になります。下永谷から行くと左側の田んぼなのですが、現在ハウスが建っております。何年も作られていないという事で、これはあっせんではなくて、以前、事務局長の長町さんと私の二人で立会いをいたしまして、両方の話し合いの中で一応金額を決めた次第です。決まった金額が反当〇〇ということです。そういう事でよろしくお願ひします。

[議 長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立と求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定をいたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 339㎡ 他1筆。所有権を移転するもの 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大谷委員よりご説明をお願い致します。

[11番 大谷昇委員]

26日から今朝まで行ったのですが、何回行っても会えずに、今朝6時に起きてそれから行ったのですが、まだ目覚めてなくて、また一回帰って出直して、やっと本人さんに会うことが出来ました。これは売買で本人さんが購入する訳ですが、全部で〇〇円という事で折り合いがついております。場所は長い階段があるところで平原の金毘羅さんの近くだそうです。問題はないかと思ひます。よろしくお願ひします。

[議 長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定をいたしました。

[事務局]

続きまして3番、農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1523㎡。所有権を移転するもの 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[7番 坂本幸委員]

説明いたします。去年の暮に〇〇〇〇さんから〇〇〇〇に現在利用権で貸しているけど売りたいという相談を受けました。次のページの〇〇〇〇さんとも関連しますが、一緒に説明させていただきます。〇〇〇〇さんをお願いをいたしたところですね、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの土地が並んであって〇〇〇〇さんが持つてる土地を通らなければ道がない、二人の畑がです。それで相談をしてくれという事で私は〇〇〇〇さんのところに行って、一応こういう形で畑を売っていただけないでしょうかとお話したところ、道がどうせ通らないといけない、〇〇〇〇さんも〇〇〇〇さんもその土地を借りていると、それでいいでしょうと話がまとまったんですけど、今度はみんなで話し合いとなり価格が反当〇〇という所で相談はいろいろありましたが出来ました。今回、農業経営基盤強化促進法での所有権移転となっております。どうかよろしく願います。

[議 長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定をいたしました。

[事務局]

4番 説明だけいたします。大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 4337㎡。所有権を移転するもの 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇です。

[7番 坂本幸委員]

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの畑と別に〇〇〇〇さんが自分の近くに畑があってそれを〇〇〇〇さんがお世話するという形でそこを買うからという形で話がまとまりました。それで売る人は高い方がいい、買う人は安い方がいいという事で畑としてはいい畑です。〇〇〇〇さんが持つてる畑とつなげば一町

クラスになるんじゃないかなという畑の広さになるんですけど、まあ値段的にちょっと苦労したんですけど、道はないからどうせしょうがないという事で〇〇〇さんも了解していただいて、こういう形になりました。よろしくお願ひします。同じ値段です。〇〇です。

[議 長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立と求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定をいたしました。

[事務局]

続いて57ページをお開きください。利用権設定となります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地 田 595㎡。他1筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の加藤委員にご説明をお願いいたします。

[1番 加藤重喜委員]

説明いたします。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんが作っていた農地ですが、今回〇〇〇〇さんが耕作するということになりましたが、先日〇〇〇〇さんに会って話を聞いたところ、俺はまだ判は押していないということです。どうなっているのですか事務局。

[事務局]

ご指摘の通りまだ印鑑を頂いておりません、利用権設定を早くしないといけないと思ひまして提案いたしました。が、議案にはございますが今回は提案を取りやめたいと思ひます。申し訳ありません。

[議 長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

[7番 坂本幸委員]

3年で〇〇円というのは。

[事務局]

1年目、2年目が取られず、3年目が〇〇円という話をされているそうです。

[1番 加藤重喜委員]

掘削料も聞いてみたのですが、2年間は荒地だったので払えないと。それで3年目から今言われた通り〇〇円は払うつもりだとは言われたんですよ。向こうが判を押していないのは今回は待った方がいいんじゃないんですか。

[事務局]

今回は、利用権設定の計画書の中で開始日が26年5月1日となっております関係と利用集積計画作成依頼の方に〇〇〇〇さんの印鑑等ありますので挙げさせていただきましたが、やはり印鑑がないと計画が成立しないという判断のもと、今回の議案から取り下げをお願いいたします。

[議長]

取り下げという事です。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 345㎡ 他6筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。
担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[2番 宇治橋俊美委員]

説明いたします。これは先ほどのあっせん取り下げの土地です。〇〇〇〇さんです。なかなか買い手が見つからなく、ずっと放置したままだったのですが、最近になって〇〇〇〇さんが引き受けて耕作するという事で話が出た訳です。賃借料は反当〇〇円となっております。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立と求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定をいたしました。

以上で本日の議案すべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡する事がありましたらお願いします。

[事務局]

まず、1枚紙を皆さんにお配りしましたが、平成25農業委員会互助

会の精算書を作成しました。領収書は事務局に保管しておりますので確認されたい方は事務局までご連絡ください。それと5月2日に農業者年金受給者協議会が予定されておりますが、皆さんご都合の方よろしいでしょうか。現時点で出席できない方がいらっしゃいましたらお知らせください。

[議 長]

何か他にご意見ございませんか。なければこれもちまして、本日の会議を終了します。どうもありがとうございました。

15時35分終了

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会長

署名委員 8 番

署名委員 10 番